

知っておきたい 年金のはなし

20歳になったら国民年金



I 重点解説	2
II ライフステージと年金	8
III 「わたしと年金」エッセイ	12
IV 20歳になる方への国民年金加入のご案内	16
V 補足資料・関連データ	18

 **日本年金機構**
Japan Pension Service

<http://www.nenkin.go.jp/>

I 重点解説

1

老後を公的年金が支えます

わが国の平均寿命は現在世界一の水準に達しています。公的年金制度は、老後の生活を長期的に安心できるものにするため、社会全体で高齢者の生活を支えていく仕組みです。

●65歳まで生きた方の平均余命の延び ※()内は65歳時点の平均余命

	昭和30年(1955)	平成22年(2010)	延び(1955→2010)
男性	76.82歳(11.82年)	83.86歳(18.86年)	7.04年
女性	79.13歳(14.13年)	88.89歳(23.89年)	9.76年

【出典】昭和30年:完全生命表 平成22年:簡易生命表

2

公的年金はみんなが加入し支え合う制度です

公的年金の制度とは、年老いたときやいざというときの生活を、世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金制度に加入して、保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

- ・国民年金は20歳以上60歳未満の日本国内にお住まいのすべての方が加入することが法律で義務付けられています(国民皆年金)。
- ・原則的には保険料を納めなければ年金を受け取ることはできません(社会保険方式)。

3

少子高齢化・経済変動の中で生活を支えます

昔の日本では、祖父母、父母、子どもたちが一緒に暮らし、その中で家族が高齢者を扶養することが一般的でした。しかし、こうした「私的扶養」は、次のような社会構造の変化を背景に大幅に減少してきています。

●少子化・核家族化の進行

少子化・核家族化の進行によって、高齢者だけの世帯やお年寄りの一人暮らしが増えています。それだけ老後の生活を自分の子どもに頼ることが難しくなっています。

●サラリーマン世帯の増加

就業形態が変化し、サラリーマン世帯が大多数となってきていますが、サラリーマン世帯は定年と同時に収入がなくなるため、老後生活をどう支えるかが問題です。

●経済変動や自分の寿命を的確に予測することは困難

何十年も先におとずれる老後、そして長い老後の間に、どんな経済状況になっているか、また、自分の寿命が何歳かの確に予測することは困難です。また、将来、今の一万円の重みがどれだけ変化しているか、正確に予測することは難しいのです(公的年金は、物価や賃金の動向に応じて給付の水準が改定されます)。

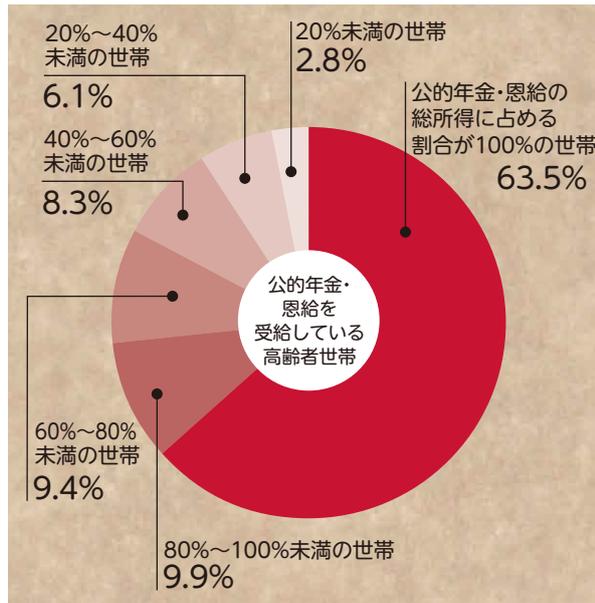
もし、公的年金制度がなかったらどうなるでしょう。働いている世代(現役世代)は、自分の子どもを育てつつ、自分の両親に仕送りし、その上で自分の老後の備えも行う必要が生じてきます。

4

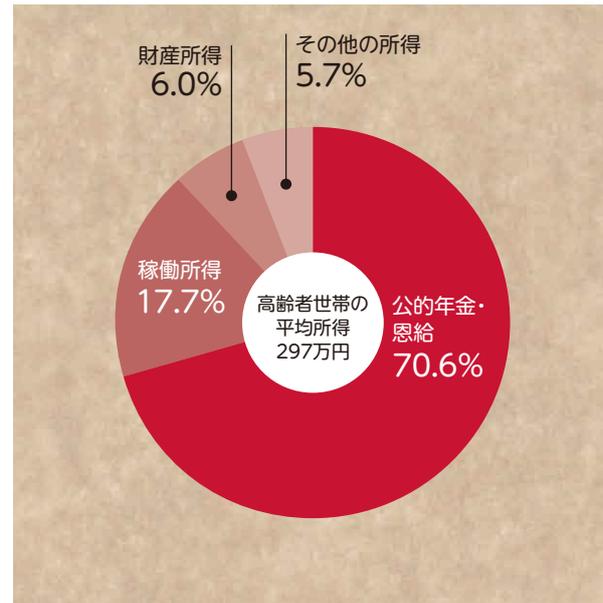
老後の生活の基本部分を公的年金が支えています

公的年金等を受給している65歳以上の高齢者世帯の6割以上が公的年金だけで生活しています。また、公的年金は高齢者世帯の平均所得の約7割を占めており、老後生活の主要な柱としてなくてはならない存在となっています。

●約6割の高齢者世帯が年金所得だけで生活



●年金は高齢者世帯の所得の約7割



【出典】厚生労働省「平成21年 国民生活基礎調査」

年金のスライド

物価スライド

物価スライド(昭和48年(1973)導入)は、年金額の実質価値を維持するため、物価の変動に応じて年金額を改定することです。現行の物価スライド制では、前年(1~12月)の消費者物価指数の変動に応じ、翌年4月分から自動的に年金額が改定されます。インフレにも対応できるのが、民間の個人年金にはない公的年金の大きな特徴です。

マクロ経済スライド

公的年金の年金額は、原則として賃金(年金を受け取り開始時)や物価(年金を受け取り開始以降)の伸びに応じて改定されます。平成16年(2004)の制度改正では、現役世代の保険料について、今後徐々に引き上げるとともに、最終的な保険料(上限)を決定しました。一方でこのあらかじめ定められた保険料を前提に、現役世代と年金受給者世代の負担と給付のバランスをとるため、この年金額改定の方法を「賃金や物価の伸びから、現役人口の減少(全体の保険料負担能力の低下)と平均余命の伸び(全体の給付費の増大)を引いた分とする」と改めました。(全体の社会経済状況に応じて年金額をスライドさせるため「マクロ経済スライド」と呼ばれています)

※この措置は、最終的な保険料水準の負担内で年金財政が安定する見通しが立つまでの間行われます。この結果、平成21年(2009)に作成された財政の現況及び見通しでは、所得代替率(厚生年金のモデル年金(夫40年加入、妻専業主婦)の現役世代(男性)の平均賃金に対する比率)は、平成50年(2038)に50.1%となる見込みです。

※なお、この措置は、平成16年(2004)以降、物価・賃金の下落傾向が続いているため、これまで発動されていません。

5

公的年金制度は「基礎年金」「厚生年金など」の2階建て構造です

日本の公的年金制度は2階建て構造で、国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての方が被保険者となり、高齢期になれば加入期間に応じて定額の基礎年金を受けます。これに加え、会社員は厚生年金、公務員等は共済組合に加入し、基礎年金の上乗せとして過去の報酬と加入期間に応じて報酬比例年金を受け取るようになります。



給付と負担の関係

年金について「どうせ払った分だけ戻ってこないだから払っても損するだけ」という話を聞くことがあります。年金制度は「世代間扶養」の仕組みですから、個人の損得勘定で見るときではありませんが、一定の前提のもと、給付(年金)と負担(保険料)の関係を試算してみます。



保険料も年金額も、今後の賃金や物価の状況に応じて変化(スライド)していきます。保険料は徐々に引き上げられますが、基礎年金は1/2が国庫負担(税金)でまかなわれており、納めた保険料の約1.5倍の年金を受け取れる計算となります。

公的年金の持続性

「国民年金の保険料を払わない人がいるから公的年金は破たんするのではないか」という話を聞くことがあります。しかし、公的年金が、国民年金保険料の不払い問題で破たんすることはありません。

- 公的年金は国民の大部分を占めるサラリーマンをはじめ全国民で支えています。国民年金保険料の不払いは国民年金加入者(第1号被保険者)の一部で生じているものです。
- 不払いのため、その時点での全体の保険料収入は下がりますが、これらの人はその分自分の将来の年金も受け取れないので、長期的には年金財政への影響は少ないといえます。

なお、もちろん長期的な年金財政の安定化のため国民的合意のもとに給付と負担のバランスをとっていくことは必要です。国民年金保険料の不払いの人は、老後に無年金か低年金になってしまうため、保険料の納付を促していくことが大切です。

6

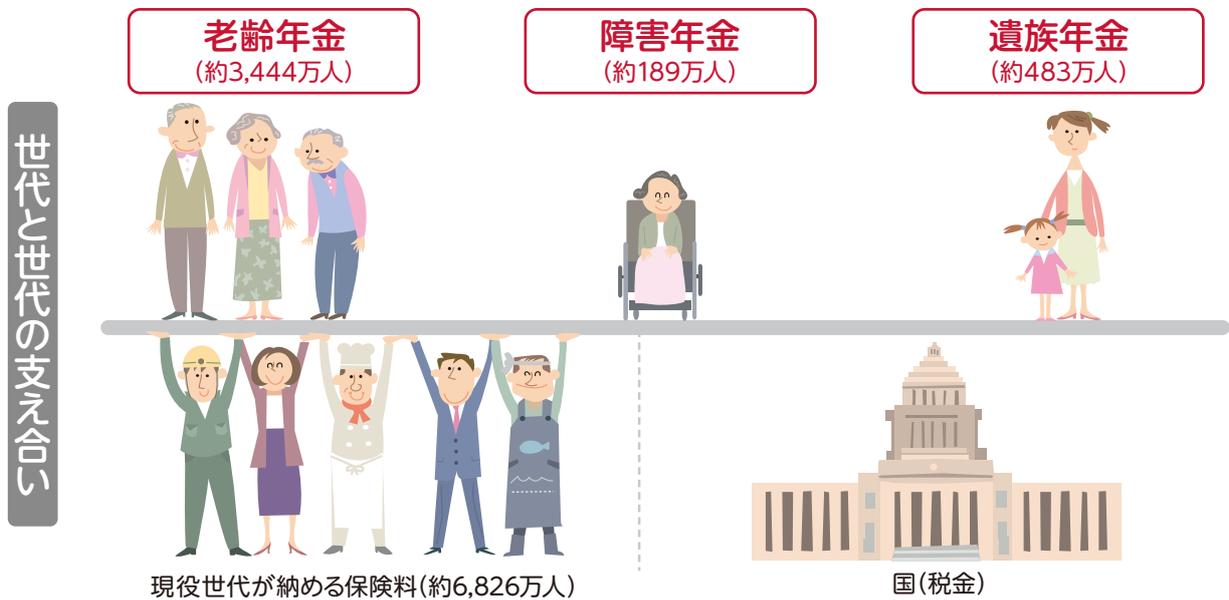
「世代間扶養」という考えのもと、世代と世代が支え合っています

公的年金制度は、現役世代が納める保険料で高齢者の方の年金を負担するという「世代と世代の支え合い」（世代間扶養）が基本になっています。また、基礎年金の1/2が国庫負担（=税金）でまかなわれています（図1、2参照）。

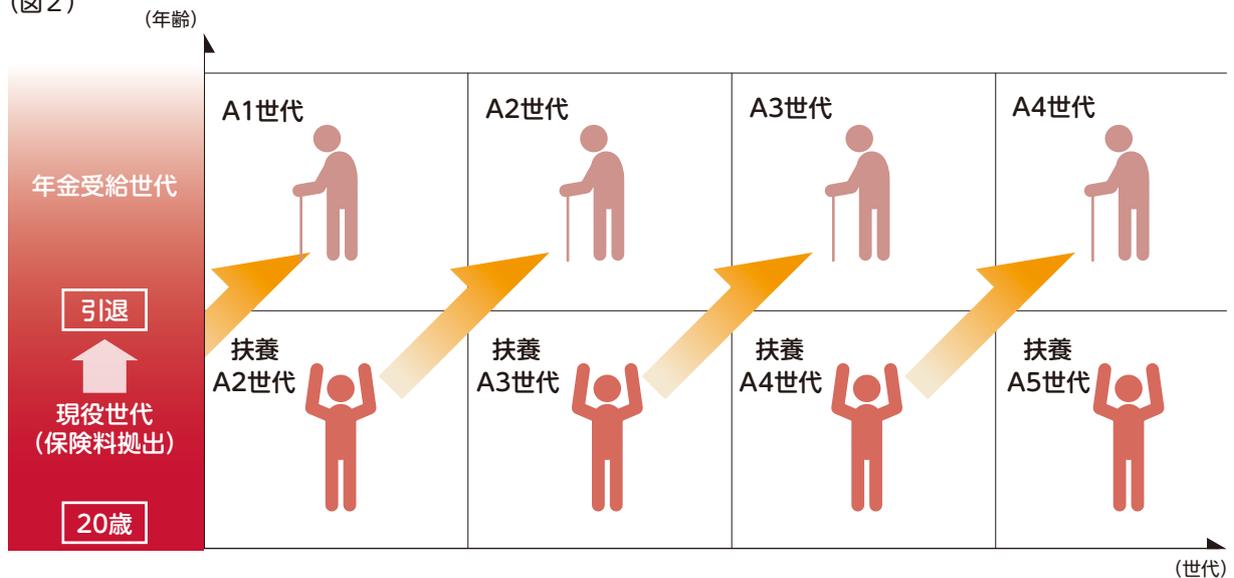
この世代間扶養の仕組みにより、賃金や物価が上昇しても、それに伴い高齢者を支える現役世代の給料も増えるため、その分で高齢者の年金も改定（年金額のスライド）することができます。

また、自分が老後受け取る年金の額も、現役時代にどれだけ老後世代を支えたか（加入期間や支払った保険料）に応じて決まる仕組みになっています。

（図1）



（図2）



公的年金は、年金受給世代の生活を支えるため、保険料納付の義務を果たし、将来の現役世代に支えてもらうという世代間扶養の仕組みです。

7

公的年金の給付は、老齢・障害・遺族の3種類です

年金という「お年寄りのためのもの」と思ってしまいがちですが、若い人にとっても大切なものです。

○公的年金は自分の老後を支えるとともに、親の老後も支えてくれます。

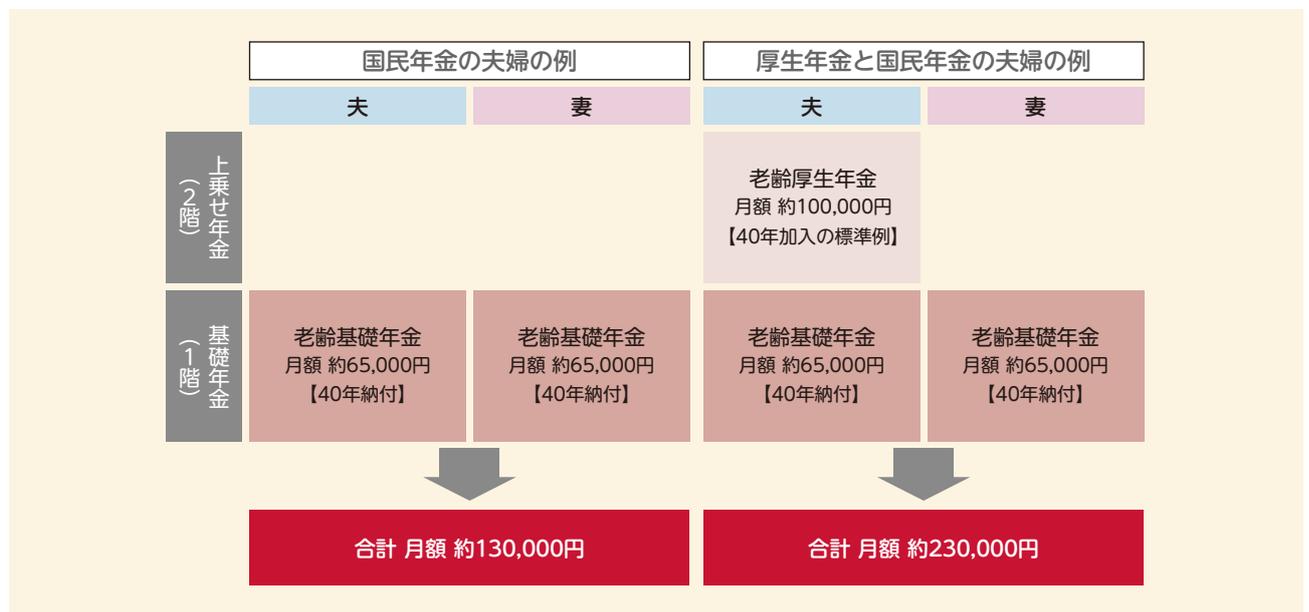
○思わぬ事故や病気で障害が残ったときには「障害年金」が、一家の働き手が亡くなったときには「遺族年金」が支給されます。

老齢年金

65歳になると、国民年金から「老齢基礎年金」を終身受け取ることができます。

保険料を納めた期間が長ければ長いほど(上限は40年:480月)、それだけ老後に受け取る年金も多くなります。逆に、保険料を納めた期間が短ければ受け取る年金も少なくなり、その期間が25年に満たない場合には、原則として年金が受け取れません。

※厚生年金に加入していた期間については「老齢厚生年金」が上乗せされます。年金額は、過去の報酬と加入期間に応じて決まります。



※厚生年金のモデル年金(夫40年加入、妻専業主婦)は、現役世代(男性)の平均賃金に対する比率(所得代替率)の約6割となっています。

公的年金と民間の個人年金との比較

	公的年金	民間の個人年金
加入	国民の義務としてすべての人が加入	個人が自由意思で加入
給付の特徴	物価などの上昇に合わせて引き上げられるので、将来にわたって同程度の実質価値が保障される	自分の保険料を積み立てた範囲で給付が行われる
給付の種類	老齢、障害、死亡のすべてがカバーされる	将来受けようとする年金の種類や期間が多様であり、これらに応じて保険料も多様である
運営	政府及び日本年金機構により運営されており、基礎年金支給額の1/2と運営事務に要する費用の多くを国が負担する	加入者から集められた保険料により民間の保険会社が自社の経営に必要な諸経費も含めて運営している
その他	加入者が納める保険料には税金がかからず、生活が苦しい場合には保険料負担が免除される	

障害年金

病気やけがで障害が残ったとき、国民年金から「障害基礎年金」を受け取ることができます。

※厚生年金に加入している場合は「障害厚生年金」が上乗せされます。

		障害の程度		
		重い		軽い
		1級障害	2級障害	3級障害
上乗せ年金 (2階)	障害厚生年金(1級)		障害厚生年金(2級)	障害厚生年金(3級)
	配偶者の加給年金		配偶者の加給年金	障害手当金
基礎年金 (1階)	障害基礎年金(1級) 月額 約82,000円		障害基礎年金(2級) 月額 約65,000円	
	子の加算(第1・2子) 各月額 約19,000円		子の加算(第1・2子) 各月額 約19,000円	

※子の加算は、第3子以降は各月額 約6,000円

遺族年金

一家の働き手(夫)が亡くなったとき、子のある妻に対して、国民年金から「遺族基礎年金」を受け取ることができます。

※亡くなった人が厚生年金に加入していた場合は「遺族厚生年金」が上乗せされます。

		子どものいる妻の例
上乗せ年金 (2階)	遺族厚生年金	
基礎年金 (1階)	遺族基礎年金 月額 約65,000円	
	子の加算(第1・2子) 各月額 約19,000円	※子の加算は、第3子以降は 各月額 約6,000円

(注)老齢年金、障害年金、遺族年金の詳しい給付内容については、20~22ページを参考にしてください。

公的年金と生活保護の違い

年金と生活保護は、制度の目的や役割がまったく違います。

年金は、老後等における生活の有力な支えになるよう、一定の条件に該当する場合にあらかじめ決められた給付が一律に支給されるものであるのに対し、生活保護は、原因の如何を問わず、個人個人の収入や資産、世帯の状況を厳密に調査した上、ぎりぎりの最低生活の保障をする事後的な救済として、自分の収入等と生活保護基準との差額を支給するものです。

このため、生活保護の基準と公的年金の給付額は単純に比較できるものではありません。

太郎・花子夫妻 年金でたどる人生行路

成人、就職、結婚、定年…。人生には、さまざまなできごとがあります。
 良いことばかりだけではなく、ときには思わぬアクシデントに遭遇することも。
 そうした人生の「転機」と大きくかかわっているのが年金です。
 ここでは、山あり谷ありの人生を送る一組の夫婦をモデルにしながら、
 ライフステージと年金との関係をご紹介します。

※年金の仕組みをわかりやすくお伝えするため、
 2人の人生に敢えてさまざまなできごとやアクシデントを想定しています
 (このため、登場人物や設定、できごとについてはすべてフィクションです)。



登場人物

太郎さん

大学時代に身につけた英語のスキルを活かし、商社へ就職する。
 その後一大決心をして独立する。

そうた 颯太くん

太郎・花子夫妻の自慢の一人息子。

花子さん

海外旅行先で、太郎と運命の出会い。
 結婚後はベストパートナーとして、太郎を支える。



太郎18歳 大学入学

得意な英語を究めたいと英文学科へ入学。
 さらに英会話サークルへも入部。もちろん
 当時は年金のことは何もわからない状態。



太郎20歳 国民年金加入

両親に教えられ、太郎も市役所の国民年金担当窓口で加入手続きを行う。



太郎

Q. 学生の間、支払いを猶予することはできる?

A. はい。所得のない学生に対して、本人の申請によって保険料の納付が猶予される「学生納付特別制度」があります。未納と異なり特例を受けた期間は、年金を受け取るために必要な期間に算入されます。

Q. 就職しなかった場合は、どうなるの？

A. 無職の方は、引き続き「第1号被保険者」となるので、国民年金の保険料の納付が必要となります。保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料が免除できる制度があります。免除に該当しない方で30歳未満の方は保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」（申請期間は平成27年6月まで）が利用できます。

厚生年金保険に加入

厚生年金保険は、厚生年金保険が適用されている事業所に勤め、70歳未満であれば本人の意志に関係なく、加入することになります。厚生年金保険の加入手続きは、本人ではなく事業主が行いますので、新卒で入社した太郎も、自分で手続きする必要はありません。なお、この場合、太郎は「第2号被保険者」となります。

太郎23歳 就職

語学力を生かしたいと、商社の営業としてサラリーマン人生をスタート。海外赴任が夢である。



太郎

花子18歳 就職

高校卒業後、メーカーの事務職として勤務。

厚生年金保険に加入

20歳未満であっても、厚生年金保険が適用されている事業所に勤めていれば、厚生年金保険に加入することになります。



花子

国民年金への任意加入期間

日本国籍を持つ方が海外で居住する場合、国民年金への加入義務はありませんが、将来の年金額を増やしたい場合、20歳以上65歳未満の方は任意加入ができます（任意加入期間は保険料を納める必要があります）。

太郎21歳 海外留学

憧れのイギリスで、1年間みっちり語学力を身につける。

太郎26歳 憧れの海外赴任へ

ついに夢を達成。ニューヨークの支店で3年間、バイヤーとして活躍する。

社会保障協定

一時派遣（※）であれば、日本の年金制度のみに加入し、保険料の二重負担を避けることができます。

※相手国へ転勤するなどの期間が5年以内と見込まれる場合に限られます。5年を超える場合は、相手国の年金制度のみに加入します。

協定発効国：ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、スイス、ブラジル（平成24年（2012）4月時点）

国民年金は全員加入が原則

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入することが法律で義務づけられています。自営業者ならびに農業や漁業などに従事している方、学生といった、国民年金の保険料を自分で支払う必要のある方を「第1号被保険者」といいます。

次ページに続く



専業主婦になり、「第3号被保険者」に

第2号被保険者の被扶養配偶者となった段階で、「第3号被保険者」となります。第3号被保険者になるには、配偶者の勤務する会社を通じて届出をすることが必要です。第3号被保険者として認められると、国民年金の保険料を納める必要はありません。

花子33歳
1日4時間のアルバイトを始める(年収100万)

颯太の小学校入学を機に、近所のスーパーに勤め始める。

花子29歳 退職

11年間勤めた企業を円満退職。専業主婦としての人生をスタート。

花子28歳 復職

育児休業期間は保険料免除

「第2号被保険者」が会社の育児休業制度を利用する場合、その期間の保険料は事業主、本人ともに免除となります。

結婚3年後 長男誕生

すがすがしい青年に成長してほしいという思いを込め、「^{そつた}颯太」と命名。3人での暮らしがスタート。花子は会社の育児休業制度を利用。

帰国後、太郎29歳&花子24歳 結婚

花子21歳 海外旅行中、太郎と出会う

被保険者には、3つの種類があります。

●第1号被保険者

自営業者、農業や漁業に従事している方、学生など、国民年金の保険料を自分で納付する必要がある20歳以上60歳未満の人

●第2号被保険者

会社などに勤め、厚生年金保険や共済組合に加入している人

●第3号被保険者

厚生年金保険や共済組合に加入している配偶者によって扶養されている20歳以上60歳未満の人

被保険者の種別は「第3号被保険者」のまま

花子のように年収が130万円未満の場合は、「第3号被保険者」のままです。この段階では保険料を支払う必要はありません。年収130万円以上の場合、「第1号被保険者」となり、国民年金の保険料を支払う必要があります。この場合は、市区町村での手続きが必要です。

※勤務時間により、厚生年金保険に加入しなければならない場合もあります。

Q. 万一、離婚してしまった場合は?

A. 平成19年4月1日以後に離婚をし、一定の条件を満たした場合、婚姻期間中の厚生年金保険の標準報酬を当事者間で分割することができます。老齢厚生年金等の年金額は、分割後の記録に基づいて計算されます(内容の異なる2つの制度があります)。

離婚の危機!

脱サラをめぐる、ある日大げんか。それでもじっくり話し合っって円満に解決。

太郎45歳 退職して創作和食店を開業!

料理の趣味が高じて、創作和食店を開業。得意の語学を生かして、外国人観光客にも人気。

夫婦ともに「第1号被保険者」へ

太郎は「第2号被保険者(サラリーマン)」から、花子は「第3号被保険者」から、ともに「第1号被保険者」になります。市(区)町村での手続きが必要です。





颯太が成人

父の志を受け継ぎ、料理の道に入りたいという颯太。国民年金にも加入し、大人の仲間入り。

颯太 国民年金加入

花子46歳 会社員として再就職

20代に経験した事務職として職場復帰。厚生年金保険に再加入。

花子45歳 颯太18歳で遺族基礎年金の受給権喪失

遺族基礎年金の受給期間は、子である颯太が18歳となった後の3月31日までとなります。

保険料免除申請

突然夫を失った花子は収入が絶たれ、保険料を納めることが難しくなりました。このような場合、申請により保険料の納付が免除される制度を利用することが可能です。保険料を未納のままですと、将来「老齢基礎年金」などを受給できなくなる場合があります。

遺族年金の請求

家計を維持していた太郎が亡くなった後は、花子に遺族基礎年金と遺族厚生年金が支払われます。

太郎48歳 不慮の事故で急逝

太郎は高校生になった颯太と最愛の妻を残し、天国へ…。2人のお店も他人の手に…。悲しみに暮れる花子、でも泣いてばかりはいられない。

Q. もし颯太に重度の障害が残ったら?

A. 颯太は国民年金に加入しているので、一定以上の障害が残り、障害年金を受けるために必要な保険料の納付要件を満たしているときは、障害基礎年金を受けることができます。受けられる年金には1級と2級があり、障害の程度によって決められます。

花子51歳 颯太が交通事故!

花子の必死の看病もあり、3カ月後無事退院。

花子60歳 現役社員続行

ベテランスタッフとして会社に貢献したいと、これまで以上に熱心に仕事に取り組む毎日。

年金を受け取る手続き

60歳になった花子は、老齢厚生年金を受け取るための手続き(年金の請求)を行いました。ただし、花子は、厚生年金保険に加入して働き続けているため、給料と年金額の合計が一定額以上あると年金の一部または全部の支払いが停止されます。この仕組みを「在職老齢年金」といいます。また、花子は、遺族厚生年金を受け取っているため、老齢厚生年金の手続きの際、老齢年金と遺族年金のどちらを受け取るか選択する手続きをあわせて行います。

花子65歳 退職、そして年金の手続き

結婚した颯太一家との同居を機に、現役をリタイアすることにした。

65歳になったときの請求手続き

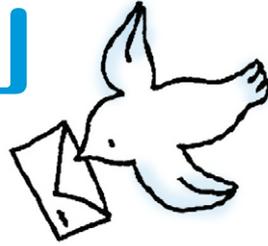
60歳代前半の老齢厚生年金を受けている方が65歳になるときは、「国民年金・厚生年金保険老齢給付年金請求書」が届きますので、必要事項を記入して日本年金機構へ提出する必要があります。



ゴール

花子70歳
颯太と嫁、孫の4人で
楽しい年金生活

「わたしと年金」 エッセイ



最優秀賞 [50代 女性]

私は、現在遺族年金を受給し働きながら生活をしています。今さらながら年金の事を若い人達にもっと知ってほしいと思います。

年金は、老後にいただいて生活の糧にするだけではありません。子どもと私は、遺族年金のおかげでなんとか生活ができています。私の場合は、29才の時に夫が突然不慮の事故で亡くなりました。

生命保険も入ってなく、労災保険も家族で経営している小さな会社の役員という事で対象になりませんでした。

夫が亡くなった時は妊娠中でした。悲しみの中、お腹の赤ちゃんに蹴られて思ったものです。「この子はちゃんと無事に産もう。」と。

でも、そう思えば思うほどに子どもを一人で育てる事の不安が襲って来ます。その頃は、遺族年金の事を知りませんでした。

赤ちゃんが生まれてしばらくした頃に役場の方からお知らせをいただきました。子どもの分と合わせて月に8万弱いただけるそうです。まだ働けない私にとってほんとにありがたい事でした。

周りの人のお世話になりながら生活をしてきましたが、「おむつ」も「ミルク」もいただいた年金で買う事が出来るのです。感謝しかありません。

子どもが小さい時は内職をしました。その後は働きながら職も生活環境も変わる事もありましたが、この年金受給が支えとなり生活して来られました。

ある年の正月の事です。甥っ子にお年玉をあげると、私からはもらえないと言います。

「なんで？」と聞くと我家に「お父さんがいない」と言います。

甥っ子の成長に驚かされ、そのやさしさを感じながら小さい子に気を遣わせていたのかと思うとうれしいやら情けないやら…。

そこでパッと私の頭にうかんだのが、「お父さんの給料」という言葉です。

さっそく「心配しなくてもいいよ。お父さんからちゃんと給料が届いているし、私も働いているから。」と話し、お年玉をあげる事が出来ました。

この事があってから私の気持ちが変わりました。

年金をもらっている事を人に言うのが心苦しい気がしていたのですが、主人からのお給料だと思うと何やら主人が生きている様でうれしい気持ちになるのです。

お父さんありがとう。

おかげ様で今は子どもも成人しております。まだ仕事が決まらずアルバイトをしておりますが、20才を過ぎるので国民年金を納めなければいけません。

私共の生活は決して楽ではありません。ですが、遺族年金をいただき助けてもらった事を思うと納めない訳にいきません。がんばって納めています。

年金には保険という文字がつきます。若い人の負担が増えると言われており申し訳なく思いますが、きっと行政が改革してくれることと思います。助け合いの気持ちでぜひ若い人達も希望をもって年金納付していただきたいと思っています。

老後の年金・遺族年金・障害年金などあると思いますが、自分のためと愛する家族の為に年金制度は大切だと思います。

私にとって毎回いただける年金は心の支えです。

私達家族が生活できたのは、周りの人の助けと年金制度のおかげだからです。

文章を書くのは得意ではありませんが、感謝の気持ちを伝えたくて書かずにいられませんでした。

この制度がより良い方向に改善され安心して生活できる場を作ってほしいと思います。

日本年金機構は、厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置付け、国民の皆さまに年金制度に対する理解を深めていただくため、公的年金制度の普及や啓発活動を展開しています。平成23年度は、広く国民の皆さまに、公的年金制度とのかかわりについてのエッセイを募集しました。ご応募のあったエッセイのうち、受賞された作品の中から4作品をご紹介します。

※すべての受賞作品を、日本年金機構ホームページに全文掲載しております。



入選 [30代 女性]

お盆に、夫の実家に子供を連れて帰省した。義理の両親は、久しぶりに会う孫がかわいくてしかたないようだ。ちょうど3歳になった娘に、「はい、お誕生日おめでとう。」と、お小遣いを渡し、まだ5ヶ月の息子にも「あんたにもあげようね。」と、お小遣いを渡していた。

滞在中は、外食の際には、義父が、「わしが出すから。」とすべて払ってくれた。

これらのお金は、全部、義父と義母の年金からである。

義父も義母も、長く会社勤めをしていたので、孫にお小遣いをあげられるくらいの年金をもらっているようだ。

一昔前だったら、私たち子供が年老いた両親を養わないといけなかったはずだ。

もし、二人を養うとなったら、毎月、いくらかかるのだろう。

そして、もし、養うとなったら、夫の両親だけではない。私の祖父・祖母も健在である。

祖父が長く教師をやっていたので、共済年金のおかげで、祖父母は経済的自立をしている。もし年金がなかったら、夫の両親、私の祖父母、夫の祖母の合計5人の援助をしなくてはいけない。いったい、いくらのお金が必要になるんだろう。

年金のおかげで、親や祖父母を扶養する必要がない。とりあえずは、私たち夫婦と子どもの生活を考えるだけでいい。

「年金制度を考えた人は、ほんと、賢いよね。」と、夫に話すと

「そうだよな。日本って、国民皆保険だし、年金あるし、考えたらすごいことだよな。」と夫も同調した。

年金は、年をとってからもらうもの、というイメージが強いが、私や夫の親族は、それ以上のメリットがあることを知っている。障害年金である。私と夫の親族には、障がいがある者がいて、障害年金をもらっている。この障害年金は、子どもの頃に障がいをおうと、保険料を払っていなくても、一生年金をもらえる。

「障がい年金があるおかげで、この子の将来を心配しないで済む。少なくとも食いつぶされることはない。」と、親たちは感謝している。

若い人たちが「年金なんて、どうせ自分たちはもらえないんだし。」というような、知ったように言う人がいるが、それは違う。いま、まさに、自分たちの両親や祖父母を支えてくれているし、自分ももし、事故で障がいをおうと、自分の一生を支えてくれるのだ。「こんなに良い制度なんだから、もっと子どもの頃から教えればいいのにね。」と私は言ってから、中学生の頃の、ある場面を思い出した。

当時、若かった社会の先生が、授業の最初か最後に、

「給料って、もらう額は多いけど、そこから税金だの、いろいろ引かれて、手元に残るのは少ないんだよな。」と、ふともらした。

授業の内容は覚えていないけれど、その一言は、とても印象に残った。

「そうか、給料から、いろいろ引かれるのか。」

その「いろいろ」とは、税金の他に、健康保険料や年金保険料ということだと、実際に自分が給料をもらう時まで知らなかった。

私は夫に「私だったら、子どもたちにこう教えるのに。。。」と語り出すと、夫は、またか、という顔をして（私がよく妄想して話すので）さえぎった。「いや、別に話さなくていいから。」

以下は「私だったら中学生にこう教える」という私の空想である。

まず、私が新入社員だった頃の給与明細を中学生に見せる（当時の給与明細はちゃんと保管してある）。大人の給与明細なんて、普段目にしたことはないだろうから、興味を持ってくれると思う。そして給与からは、所得税・健康保険料・厚生年金保険料が引かれていることを見てもらう。

こうやってみんなで年金保険料を払って、お年寄りの方々の生活を支えて、ひいては自分たちの生活を守っているのだ、と伝えるのだ。



優秀賞 [40代 男性]

年金なんか払わなくても、将来、誰かがどこかに蓄えてくれたお金で、悠々と暮らせるつもりでいた。もちろん、そのしくみがどのようになっているのかなんて、ちっともわかっていなかった。だから、そんな風に気楽に考えることが出来ていた。

だが、今となっては、もしも年金を払っていなかったとしたら、一体今の自分はどうなってしまうのだろうか、背筋が寒くなる。就職をして厚生年金に加入したその三ヶ月後、通勤途中で交通事故に遭い、下半身の運動機能を失う障害を負う羽目に陥ってしまったからだ。

事故直後は意識を失っていた。嘘のような話だが、意識を失っている間に、ごうごうと流れる灰色の大きな川も見た。川の向こうで手招きしている少女のもとに行こうとする僕を、遠くから届く母の声が呼びとめたのだった。

寝たきり生活から車椅子に乗り移っても、衰えた筋力では何一つ自立が出来なかった。食事も排泄も看護師の手を借りなければこなすことが出来ず、苛立ちと焦燥感に何度も押し潰されそうになった。結局、治療とりハビリを繰り返す入院生活は、一年にも及んだ。そして、病院という小社会を離れた僕を待っていたのは、障害者の居場所を持たない現実社会だった。

タクシーには乗車拒否された。路線バスにはリフトが整備されていない。電車のホームに行くためには何人かの駅員に担いでもらわなければならなかった。今でこそ、多くの駅にエレベーターが装備され、バスやタクシーの対応も柔和になってきたが、今から20年も前の日本では、障害者の居場所が社会の中になかった。

就職も同様だった。車椅子を常時使用している障害者がありつける仕事など、なかなか見つかるものではなかった。

では、何が収入のない僕の暮らしを支えていたのかというと、障害年金だった。生命保険の保険金も入ったが、車椅子で暮らすために自宅を改装してしまったら、あっという間になくなってしまった。

偶数月に20万円を超えるほどの年金が僕の口座に振り込まれた。はじめはなんでそんな大金が口座に入ってくるのか理解できないでいた。就職するまで国民年金もろくに納めていなかった僕は、就職を機に厚生年金に加入した。もちろんそれは僕の意思などではなく、僕を雇い入れた会社の義務だったにすぎない。でも交通事故に遭遇するまでのたった3か月間加入していただけなのに、加入していたというだけで十分すぎる年金をもらうことが出来たのだった。だからこそ、僕は身震いを覚えるのだ。もしも、就職もしないまま交通事故に遭遇していたら、僕は身体に重大な障害を残しつつも、何の生活の保障もないまま、不整備な社会に放り出されることになったかもしれないからだった。

その何年か後には無事に就職もできた。でも、それと入れ替わるように自営業を営んでいた両親が、店をたたんだ。姉と妹はもう嫁いでいたので、60歳になろうとしている両親を、僕の少ない給料と障害年金で養っていかなければならなかった。

両親の営んでいた飲食店も、景気のいい時もあれば、悪い時もあった。だから、国民年金を十分に納められていたわけではない。年金に関する十分な知識もなく、未納を嵩ませるだけで、免除制度を利用するすべも持たなかった。だから、いざ60歳になったとしても、両親がそれぞれにもらえる年金は、高が知れていた。

年金のありがたさを知っている僕は、早速両親に付加保険料を納付することを勧めた。パートなどに出掛け、わずかでも収入を得られるようになったら、多少無理をしても付加保険料を払って、65歳になった時に少しでも多くの年金が貰えるようにすべきだという僕の言葉に、親は二つ返事で従ってくれた。両親も僕の交通事故と社会復帰を体験して、障害年金のありがたさを実感していたからに他ならない。

不景気を理由に年金を支払わない若い世代が多いと聞いたが、不景気は年金を支払わない理由にならないと、僕は思う。交通事故に遭遇するまで、僕自身も今の若い連中と同じような考えを持っていただけ、今は180度転換した考えを持っている。

年金は自分の未来を支えるものではない。現役世代が自分たちをはぐくんでくれた先輩たちの老後を支え、自分が現役を退いたときは、残された若い世代に支えてもらうものなのだ。僕自身がみなさんの保険料で救われた。

相互扶助の精神を、中学校や小学校のカリキュラムに折り込むくらい、若い世代に年金の大切さを知ってもらいたいと思う。それは障害年金がなければ今頃家族は引き離され、水準以下の乏しい生活を強いられていたかもしれない僕だからこそ、言うことだと思う。明日は、誰が自分の身体を自由を奪われるかわからない。でも、そんなときに、少しでも悲しい思いをする人がいなくなるよう、年金制度の周知に努めていきたい。今の僕は、それが僕自身の使命であるとも自覚している。

入選 [高校生 女性]

「年金生活だから。」祖母は、セールスの電話がかかると、いつもそう答えています。年金受給の日に高齢者を狙った振り込み詐欺が、多発するという話も聞いたことがあります。高校生の私には、「年金」は、無縁のもので、祖父母のような高齢者の為の制度という意識がありました。

私は日本年金機構のホームページを読んでみました。国民年金制度は、憲法第25条の国民の生存権・国の社会的使命に基づいて、作られた制度だったのだと初めて知りました。高齢者には、老齢基礎年金。障害を持った方には障害基礎年金。遺族に対しては、遺族基礎年金というように、全国民が健康で文化的な最低限の生活を営めるように作られているのです。しかし、この「年金制度」を果たして、きちんと理解して年金保険料を支払っている人がいったいどのくらいいるのでしょうか？

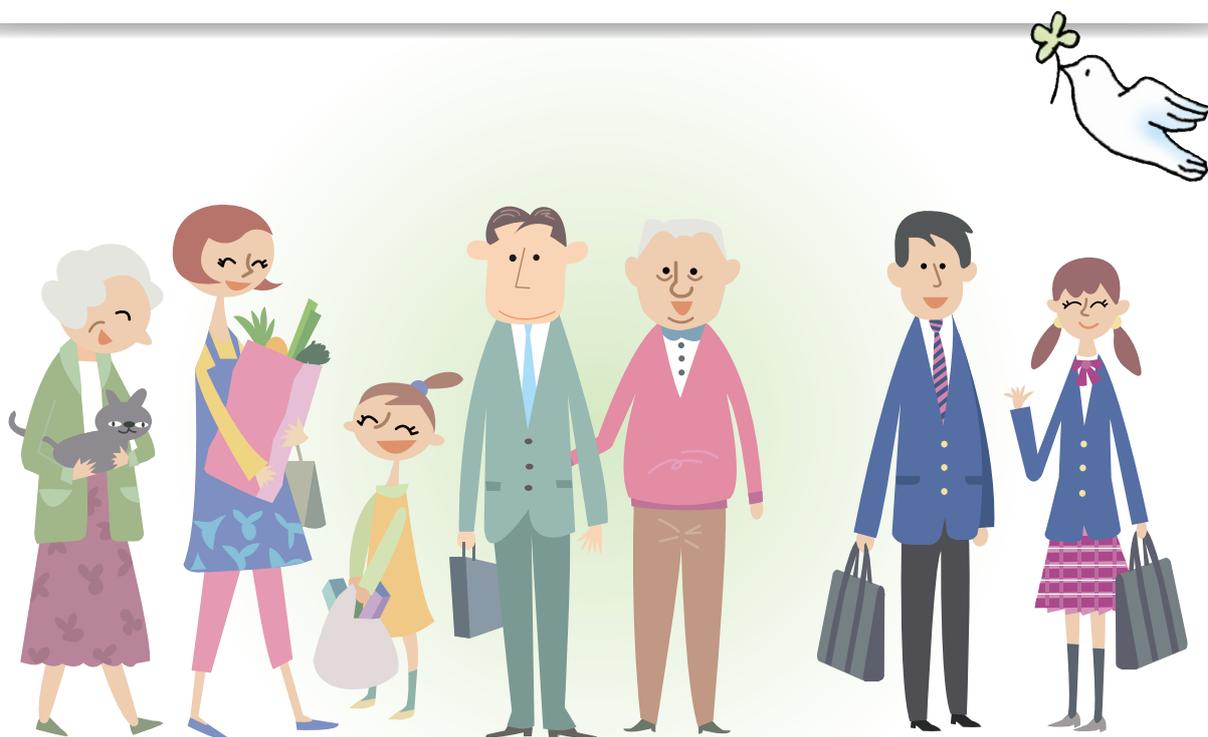
大学生のいところが、二十歳になった時に、学生でも国民年金に加入して保険料を納めなければならないのだけど、「学生納付特例制度」のおかげで、社会人になってからの支払いで良くなり、両親に負担をかけずに済んだ、と話していたのを思い出しました。

報道で年金や税金の話題が出ると、いつも「値上げ」というようにマイナスイメージにされているように思うのです。きちんと理解していれば、いところが受けられた制度もあり、「取られる」というイメージは無くなると思うのです。

私は、この夏「高校生のための日本の次世代リーダー養成塾」に参加しました。2週間という短時間でしたが、「ハイスクール国会」で、今日本がまさに直面している東日本大震災からどう復興していくかということを議論しました。そこで「税金」は、一番に議論された内容でした。しかし「年金」に関しては議案の中にも上がらなかったのです。私をはじめ、高校生の私たちにとっては、「年金」に関しては、意識が浸透していないのが現実だったのです。今さらですが、リーダー塾に行く前に「年金」に関して、きちんと勉強していたら、復興計画の議論の中にも「年金」を取り上げることが出来たのではないかと思います。「年金」という項目も復興計画の中に必要不可欠なものだったのではないかと、思うのです。

高校生の私たちにとって、「年金」は、「税金」のように身近なものではないのは、確かです。しかし、これからの社会を担っていかなければいけない私たち世代だからこそ、今、「年金制度」を理解する必要があると思うのです。

社会人になって、年金保険料を支払う時に、全国民の健全な国民生活の維持・向上に寄与できているのだと実感できるような社会になっていること、そして、滞納者も無く、誰もが満足できる「年金制度」として理解されている社会であって欲しいと思います。



IV

20歳になる方への 国民年金加入のご案内

Q.1

加入するかしないかは、
本人の自由でしょ？

A. いいえ。
加入することは義務です。

- 国民年金は、20歳以上60歳未満の日本国内にお住まいの全ての方に加入することが法律で義務付けられています。
- 国民年金は、ご両親世代の生活を支えるため、保険料納付の義務を果たし、将来、子ども世代に支えてもらうという世代間扶養の仕組みです。

Q.2

毎月の保険料が
払えない！
どうしたらいいの？

A. 保険料の納付猶予制度など
をご利用ください。

- 今すぐ保険料を納めることが困難な場合には、若年者納付猶予制度や学生納付特例制度などの手続きをしていただくことにより、保険料の納付が猶予されます(17ページQ.7を参照ください)。
- 保険料納付を免除・猶予された期間について、後払いできる制度(追納)もあります。
※国民年金の保険料は毎月約15,000円ですが、年度によって変動していきます。

Q.3

保険料を安くする方法は
あるの？

A. あります! 前納制度や
口座振替等をご利用ください。

- 保険料を早めにお支払いいただくこと(前納)により保険料が割引かれます。
※この前納制度と口座振替をセットにすることで、割引率が拡大します。詳しくは、お近くの年金事務所にお問い合わせください。
(平成24年(2012)度国民年金保険料を口座振替で1年前納した場合、年間3,770円お得になります!)

Q.4

将来、十分な年金が
本当に受け取れるの？

A. はい。生きている限り
受けられる、一生涯の保険です。

- 賃金や物価の変動にあわせて、年金額が改定されるため、年金に加入(20歳)してから年金を受給(65歳)するまでの間、経済社会が変動したとしても、受け取る年金の価値が保障されます。
※老齢基礎年金の額 40年間加入の場合
622,800円(昭和61年度(1986年度))
↓
786,500円(平成24年度(2012年度))
- 国民年金の老齢基礎年金は1/2が国庫負担(税金)で賄われており、払った保険料を上回る年金を受けられます。

Q.5

年金は、お年寄りしか受けられないでしょ？

A. いいえ。障害年金や遺族年金の保障があります。

- 国民年金加入中の病気やけがで障害を負われて働けなくなるなど、一定の障害の状態にある間は「障害基礎年金」が、また、万一ご本人が亡くなられたときは、残された妻や子に「遺族基礎年金」が支給されます。
- 障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるためには、事故や病気が発生して診療を受けた日の前々月までの期間に保険料の未納期間が全体の1/3を超えないか、直近の1年間に保険料の未納がないことなどが重要です。

Q.6

保険料を納めたら税金が安くなるの？

A. 所得税や住民税が安くなります。

- 納めた保険料は社会保険料控除として全額控除の対象となり、所得税や住民税が安くなります。
- ご本人の代わりにご両親が保険料を納めた場合は、ご両親が社会保険料控除を受けられます。

Q.7

若年者納付猶予や学生納付特例の期間は受け取る年金が減ったままなの？

A. 後から納めて年金額を増やすことができます。

若年者納付猶予制度とは・・・

- 20歳以上30歳未満の方が対象で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合は申請することにより、保険料の納付が猶予されます(平成27年(2015)6月までの時限措置です)。

学生納付特例制度とは・・・

- 学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合は申請することにより保険料の納付が猶予されます(学生証など、学生であることの証明が必要です)。

追納制度とは・・・

- 国民年金保険料の免除制度、若年者納付猶予制度や、学生納付特例制度を受けた期間は、保険料を全額納付した時に比べ、将来受ける年金額が少なくなります。(2年間の学生納付特例制度の承認を受け、その期間を追納しなかった場合、約4万円の年金額が減額されます)
- しかし、後にその期間の保険料を納めること(追納)で、全額納付した場合と同じ年金額がもらえます。
- 免除等を受けた期間は10年以内(例えば平成24年(2012)4月分保険料は平成34年(2022)4月まで)であれば、後から保険料(当時の保険料に政令で定める額を加算した額)を納めることができます。

V 補足資料・関連データ

◎公的年金の加入者……………19

◎公的年金の給付の概要……………20

◎我が国の長寿社会の状況……………23

平均寿命、少子化、人口と高齢化

高齢者世帯の状況、就業形態の変化

景気変動(賃金と物価)、社会保障給付費

◎公的年金制度の歴史……………26

◎国民年金加入の手続き……………28

さらに詳しく調べたい方へ

「ねんきんネット」が便利です。

- ライフプランに合わせて年金額の試算ができます!
- いつでも、最新の年金記録が確認できます!
- 記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易になります!
- 「ねんきん定期便」や「振込通知書」の内容がご自宅で確認できます!



あなたの年金をカンタン確認

 **ねんきんネット**

ねんきんネットで検索!

公的年金の加入者

国民年金(基礎年金)には、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入します。学生であっても20歳になったら加入しなければなりません。

第1号被保険者

対 象:20歳以上60歳未満の農林漁業・自営業・学生などの人

手 続:市(区)役所又は町村役場に届け出ます。

保険料:各自が個別に納付します。

[平成24年(2012)4月現在、月14,980円]



*国民年金の保険料は、毎年度280円引き上げられ、平成29年(2017)度以降は16,900円に固定されます(いずれも平成16年度価格)。

第2号被保険者

対 象:民間会社の会社員(厚生年金に加入)や公務員等(共済組合に加入)

手 続:勤め先で手続きを行います。

保険料:給料等から天引き

〈標準報酬月額等×保険料率を事業主と被保険者で折半〉

[厚生年金保険料率:平成23年(2011)9月現在、16.412%]



*厚生年金の保険料率は、毎年0.354%引き上げられ、平成29年(2017)9月以降は18.3%に固定されます。

第3号被保険者

対 象:第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者で
年収130万円未満の人

手 続:配偶者の勤め先経由で届け出ます。

保険料:ご自身の負担はありません。



*厚生年金や共済組合の加入者(第2号被保険者)とその被扶養配偶者(第3号被保険者)の国民年金分の保険料は、厚生年金制度及び共済組合制度からそれぞれ支払われます。

公的年金の給付の概要

年金には高齢者が受け取る老齢年金の他に、障害年金、遺族年金の計3つがあります。それぞれに支給要件、年金額の計算方法が異なります。

老齢年金

(年金額は平成24年(2012)4月分からの年額)

	老齢基礎年金	老齢厚生年金
支給要件	<p>①受給資格期間 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上であること。ただし、年金額には反映されないが、受給資格期間には算入される合算対象期間があります。</p> <p>②支給開始年齢 65歳。ただし、支給の減額繰上げ、増額繰下げの制度があります。</p>	<p>①受給資格期間 老齢基礎年金と同じ。(老齢基礎年金の受給資格を満たしていると、厚生年金に1カ月でも加入していれば受給できます。ただし、60歳台前半の老齢厚生年金を受給するためには、厚生年金に1年以上加入していることが必要)</p> <p>②支給開始年齢 65歳。ただし、支給の減額繰上げ、増額繰下げの制度があります。 (注)生年月日・性別に応じ、60歳台前半の老齢厚生年金を受給できる場合があります。</p>
年金額	$786,500円 \times \frac{①+②+③+④+⑤}{40(年) \times 12}$ <p>①保険料納付月数 ②保険料全額免除月数×1/3(平成21年4月以降の期間は1/2) ③保険料3/4免除月数×1/2(5/8) ④保険料1/2免除月数×2/3(3/4) ⑤保険料1/4免除月数×5/6(7/8)</p>	<p>報酬比例部分(①) + 加給年金(②)</p> <p>①報酬比例部分 [(平均標準報酬月額)×(10/1000~7.5/1000(※))×(平成15年3月までの被保険者期間の月数)+(平均標準報酬額)×(7.692/1000~5.769/1000(※))×(平成15年4月以後の被保険者期間の月数)]×1.031×0.978 (※単価・乗率は生年月日により異なります)</p> <p>②加給年金 ●配偶者226,300円 ●第1子および第2子(*)226,300円 ●第3子以降(*)各75,400円 なお、配偶者の加給年金額に対しては、生年月日に応じて特別加算があります。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>*子の年齢要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ●18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない子 ●20歳未満で1・2級の障害のある子 </div> <p>(注)60歳台前半の年金は、①+②に加え、定額部分(1,676円~3,143円(※))×(被保険者期間の月数)×0.978が支給されます。</p> <p>◆ 在職中に支給される老齢厚生年金(=在職老齢年金)は報酬に応じ一部または全部が支給停止されます。</p>



障害年金

	障害基礎年金	障害厚生年金
支給要件	<p>①保険料納付要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ●初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ被保険者期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上であること ●初診日が平成28年(2016)4月1日前の場合は、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がないこと(=直近1年要件の特例) 	<p>①保険料納付要件 障害基礎年金と同じ</p>
	<p>②初診日において、被保険者であるか、又は被保険者であった人であって60歳以上65歳未満の国内居住者であること</p>	<p>②初診日において被保険者であること</p>
	<p>③障害認定日(*)に障害の程度が1級又は2級に該当すること</p> <p>(注)障害認定日以降に、障害の程度が増進し、65歳になるまでに1級または2級の状態に該当したときは、障害基礎年金が支給されます。</p> <p>(20歳前傷病による障害基礎年金) 初診日において20歳未満であった人が、20歳に達した日において1級・2級の障害の状態にあるときなどは、障害基礎年金が支給されます。</p>	<p>③障害認定日(*)において、障害の程度が1級～3級に該当すること</p> <p>(注)障害認定日以降に障害の程度が増進し、65歳になるまでに1級から3級の状態に該当したときは、障害厚生年金が支給されます。</p> <p>*障害認定日:初診日から1年6カ月経過した日 その間に治った場合は治った日</p>
年金額	<p>[1級] 786,500円×1.25+子の加算</p> <p>[2級] 786,500円+子の加算</p> <p>○子の加算 第1子・第2子(*):各226,300円 第3子以降(*):各75,400円</p> <p>*子の年齢要件 ●18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない子 ●20歳未満で1・2級の障害のある子</p>	<p>[1級] [(平均標準報酬月額)×7.5/1000×(平成15年3月までの被保険者期間の月数)+(平均標準報酬額)×5.769/1000×(平成15年4月以後の被保険者期間の月数)]×1.031×0.978×1.25+配偶者の加算</p> <p>[2級] [(平均標準報酬月額)×7.5/1000×(平成15年3月までの被保険者期間の月数)+(平均標準報酬額)×5.769/1000×(平成15年4月以後の被保険者期間の月数)]×1.031×0.978+配偶者の加算</p> <p>[3級] [(平均標準報酬月額)×7.5/1000×(平成15年3月までの被保険者期間の月数)+(平均標準報酬額)×5.769/1000×(平成15年4月以後の被保険者期間の月数)]×1.031×0.978←最低保障額589,900円)</p>



遺族年金

	遺族基礎年金	遺族厚生年金
支給要件	<p>①短期要件又は長期要件に該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ●短期要件:被保険者が死亡したとき、又は被保険者であった60歳以上65歳未満の人で国内に住所を有する人が死亡したとき ●長期要件:老齢基礎年金の受給権者又は受給資格期間を満たしている人が死亡したとき 	<p>①短期要件又は長期要件に該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ●短期要件:a)被保険者が死亡したとき b)被保険者期間中に初診日のある傷病によって初診日から5年以内に死亡したとき c)1級又は2級の障害厚生年金受給権者又は受給資格期間を満たしている人が死亡したとき ●長期要件:老齢厚生年金の受給権者又は受給資格期間を満たしている人が死亡したとき
	<p>②保険料納付要件</p> <p>短期要件の場合は、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ被保険者期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間の合算した期間が2/3以上であること。ただし、障害基礎年金と同様の直近1年要件の特例あり。</p>	<p>②保険料納付要件</p> <p>短期要件のa)及びb)の場合は、遺族基礎年金と同様の保険料納付要件を満たすことが必要</p>
	<p>③遺族の範囲</p> <p>死亡した人によって生計を維持されていた次の人</p> <p>a)子のある妻 b)子</p>	<p>③遺族の範囲</p> <p>死亡した人によって生計を維持されていた次の人</p> <p>a)遺族基礎年金の対象となる遺族 b)子のない妻 (注)平成19年(2007)4月から、夫の死亡時に30歳未満で子のない妻等に対して支給される遺族厚生年金については、5年間の有期給付となりました。 c)55歳以上の夫・父母・祖父母(60歳から支給) d)孫(障害基礎年金の支給対象となる子と同様の年齢要件あり)</p>
年金額	<p>786,500円+子の加算</p> <p>○子の加算</p> <p>第1子・第2子(*):各226,300円 第3子以降(*):各75,400円</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>*子の年齢要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ●18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない子 ●20歳未満で1・2級の障害のある子 </div>	<p>老齢厚生年金額(報酬比例部分)×3/4</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>

我が国の長寿社会の状況

日本の平均寿命は世界一の水準に達する一方、生まれてくる子どもの数は年々減少しています。こうした背景を踏まえ、公的年金制度の果たす役割、その意義はますます大きなものとなってきています。

平均寿命

平均寿命は、大きく伸長してきており、平成22年(2010)の出生者のうち、男子58.9%、女子79.0%が80歳に到達するものと見込まれています。

(単位:年)

		昭和30年 (1955)	昭和45年 (1970)	昭和55年 (1980)	平成2年 (1990)	平成12年 (2000)	平成22年 (2010)
0歳時点	男	63.60	69.31	73.35	75.92	77.72	79.64
	女	67.75	74.66	78.76	81.90	84.60	86.39
65歳時点	男	11.82	12.50	14.56	16.22	17.54	18.86
	女	14.13	15.34	17.68	20.03	22.42	23.89

【出典】平成12年以前 完全生命表、平成22年 簡易生命表

少子化

合計特殊出生率(1人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均)は、戦後年々低下傾向にあり、平成17年(2005)には1.26に至っています。なお、我が国の人口が長期的に増減せずに一定となる合計特殊出生率(人口置換水準)は、現在概ね2.07です。

(単位:人)

	昭和30年 (1955)	昭和45年 (1970)	昭和55年 (1980)	平成2年 (1990)	平成12年 (2000)	平成22年 (2010)
合計特殊出生率	2.37	2.13	1.75	1.54	1.36	1.39

【出典】厚生労働省「人口動態統計特殊報告」

人口と高齢化

我が国の総人口は平成22年(2010)に約1億2,800万人ですが、今後減少することが見込まれています。

高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は、昭和45年(1970)の7.1%から平成12年(2000)に17.4%、平成32年(2020)に29.1%、平成52年(2040)に36.0%、平成62年(2050)に38.8%と急速に高齢化していきます。

(単位:千人)

	昭和30年 (1955)	昭和45年 (1970)	昭和55年 (1980)	平成2年 (1990)	平成12年 (2000)	平成22年 (2010)	平成32年 (2020)	平成42年 (2030)	平成52年 (2040)	平成62年 (2050)
総人口	89,276	103,720	117,060	123,611	126,926	128,057	124,100	116,618	107,276	97,076
65歳以上人口①	4,748	7,332	10,653	14,928	22,041	29,246	36,124	36,849	38,678	37,676
割合	5.32%	7.07%	9.10%	12.08%	17.37%	22.84%	29.11%	31.60%	36.05%	38.81%
20歳~64歳人口②	46,104	62,502	70,607	76,106	78,878	74,968	67,830	62,784	53,933	46,430
割合	51.64%	60.26%	60.32%	61.57%	62.14%	58.54%	54.66%	53.84%	50.27%	47.83%
比率 ②/①	9.71	8.52	6.63	5.10	3.58	2.56	1.88	1.70	1.39	1.23

【出典】平成12年(2000)まで:国立社会保障・人口問題研究所公表

平成22年(2010):総務省統計局「国勢調査」速報

平成32年以降(2020):国立社会保障・人口問題研究所推計(出生中位、死亡中位) 平成24年(2012)1月推計

高齢者世帯の状況

世帯数全体に占める高齢者単独世帯及び高齢者夫婦のみ世帯の割合は、昭和55年(1980)には約6%でしたが、平成22年(2010)には約20%になり、平成42年(2030)には約26%になると推計されています。

(単位:千世帯)

	昭和55年 (1980)	平成2年 (1990)	平成12年 (2000)	平成22年 (2010)	平成32年 (2020)	平成42年 (2030)
総世帯数	35,824	40,670	46,782	50,287	50,441	48,802
高齢者単独世帯数	885	1,623	3,032	4,655	6,311	7,173
割合	2.47%	3.99%	6.48%	9.26%	12.51%	14.70%
高齢者夫婦のみ世帯数	1,245	2,129	3,854	5,336	6,140	5,685
割合	3.48%	5.23%	8.24%	10.61%	12.17%	11.65%

【出典】国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」平成20年(2008)3月推計

*高齢者単独世帯とは、世帯主が65歳以上で世帯の構成員が単独の世帯

*高齢者夫婦のみ世帯とは、世帯主が65歳以上で世帯の構成員が夫婦のみの世帯

就業形態の変化

昭和30年(1955)は雇用者が約4割(43.5%)でしたが、平成22年(2010)は約9割(87.3%)を占めるようになっていきます。

(単位:万人)

	昭和30年 (1955)	昭和35年 (1960)	昭和45年 (1970)	昭和55年 (1980)	平成2年 (1990)	平成12年 (2000)	平成22年 (2010)
就業者計	4,090	4,436	5,094	5,536	6,249	6,446	6,257
自営業者	1,028	1,006	977	951	878	731	579
家族従事者	1,284	1,061	805	603	517	340	189
雇用者	1,778	2,370	3,306	3,971	4,835	5,356	5,463
割合	43.5%	53.4%	64.9%	71.7%	77.4%	83.1%	87.3%

【出典】総務省統計局「国勢調査」

景気変動(賃金と物価)

物価や賃金は2000年頃まで上昇しており、とりわけ昭和48年(1973)のオイルショックの際は、物価が急上昇(昭和49年(1974)の物価上昇率は23.1%)したこともありました。なお、年金の物価スライドは昭和48年改正で導入されました。

	昭和45年 (1970)	昭和50年 (1975)	昭和55年 (1980)	平成2年 (1990)	平成12年 (2000)	平成22年 (2010)
物価	100.0	171.8	236.8	289.9	315.0	306.7
賃金	100.0	230.9	344.5	482.3	548.8	517.3

【出典】物価:総務省 統計局 消費者物価指数 総合指数 昭和45年(1970)を100とした値

賃金:毎月勤労統計調査 きまって支給する給与 30人以上(一般・パート) 昭和45年(1970)を100とした値

社会保障給付費

社会保障給付費は、社会保障制度から国民に給付されたサービスや現金給付の全体の費用で平成21年(2009)には約100兆円となっています。昭和45年(1970)には年金が社会保障給付費全体に占める割合は24.3%で医療の半分以下でしたが、昭和56年(1981)には、医療と逆転して43.7%となり、平成21年(2009)には51.8%となっています。

(単位:億円)

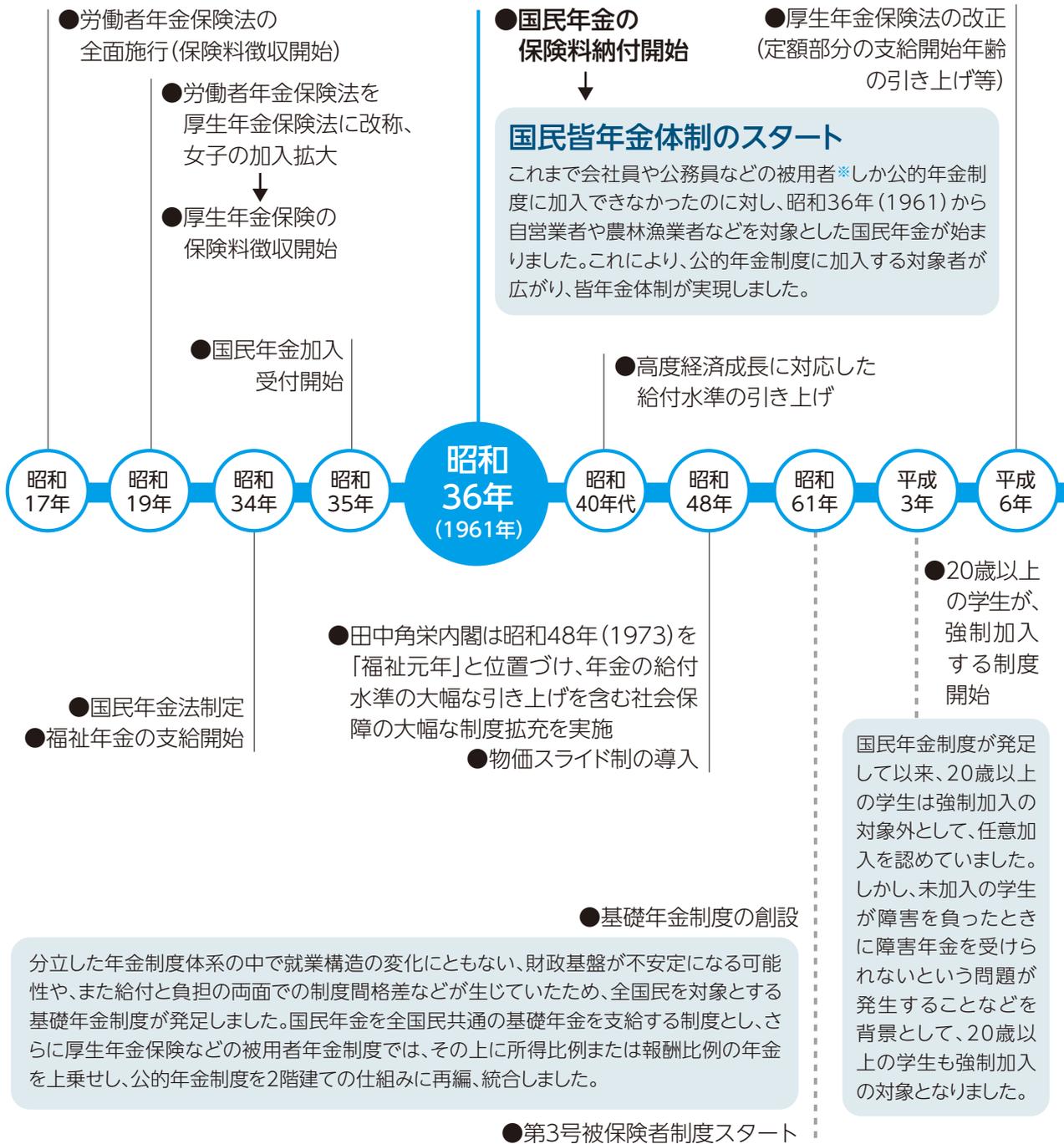
	昭和45年 (1970)	昭和55年 (1980)	平成2年 (1990)	平成12年 (2000)	平成21年 (2009)
総額	35,239	247,736	472,203	781,191	998,507
年金	8,562	104,525	240,420	412,012	517,246
割合	24.3%	42.2%	50.9%	52.7%	51.8%
医療	20,758	107,329	183,795	259,953	308,447
割合	58.9%	43.3%	38.9%	33.3%	30.9%
福祉その他	5,920	35,882	47,989	109,225	172,814
割合	16.8%	14.5%	10.2%	14.0%	17.3%

【出典】国立社会保障・人口問題研究所「平成21年度社会保障給付費」



公的年金制度の歴史

国民皆年金制度は、昭和36年(1961)に、自営業者等を対象とする制度が発足したのが始まりです。しかし当時は分立した制度体系のため、加入している制度によって給付、負担の格差が生じるという問題も抱えていました。これらの諸問題を解決するために国民皆年金制度は何度も見直され、今日の制度に至っています。



※被用者:雇われている人。労働契約に基づき、賃金を受け取り労働に従事する者。

●在職老齢年金制度を、賃金の増加に応じて賃金と年金額の合計が増加する仕組みへ変更

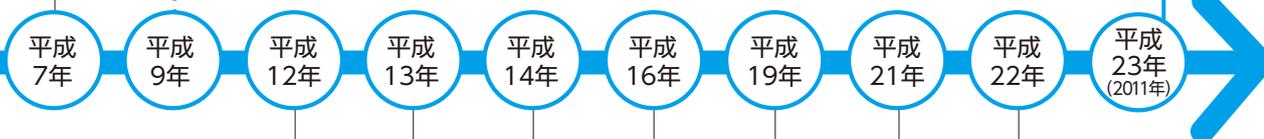
●基礎年金番号の導入

基礎年金番号とは、日本に居住する人に1つずつ与えられる年金番号で、平成9年(1997)から導入されました。それまでは、国民年金や厚生年金保険、共済組合など、加入する制度ごとに番号が付けられ、制度ごとに記録の管理が行われていました。基礎年金番号の導入によって、制度間での情報交換が可能となり、届出を忘れていた方へ連絡する場合や年金を受ける場合、相談をする場合も迅速に対応できるようになりました。

●JR共済、JT共済、NTT共済の三共済を厚生年金に統合

●国民皆年金50年

昭和36年(1961)の「国民皆年金」実現後50年を経て、現在では、全国民の約4人に1人が公的年金を受給しており、公的年金制度は国民の老後生活の柱としてなくてはならない存在になりました。安定した年金制度の運営が求められる中、今後もこれまでの50年と同様、社会経済の変容に合わせて適切な運営を行っていきます。



●厚生年金保険法の改正
(報酬比例部分の支給開始年齢の引き上げ:
開始は平成25年)

●厚生年金(定額部分)の
支給開始年齢引き上げ開始

●65~69歳の在職者に対する
在職老齢年金制度の創設

●社会保険庁廃止後、
日本年金機構設立

●基礎年金の
国庫負担割合1/2の実現

●厚生年金保険の
報酬比例部分の分割(離婚分割)

●マクロ経済スライドの導入

●在職老齢年金制度などの見直し

- 65歳以降の老齢厚生年金の繰り下げ制度の導入
- 70歳以上の被用者の老齢厚生年金の給付調整
(平成19年(2007)施行:70歳以上の被用者について、
65歳以上の被保険者と同様の仕組みにより、在職中の年金が支給停止される)



国民年金加入の手続き

20歳を迎えたら、国民年金の第1号被保険者になるための手続きを、ご自身で行ってください
(ただし、第2号、第3号被保険者に該当する場合は除きます)。

①「国民年金資格取得届」を提出してください

- 「国民年金資格取得届」に必要事項を明記し、お住まいの市(区)役所または町村役場、もしくはお近くの年金事務所に提出してください。
- また、保険料の若年者納付猶予制度や学生納付特例制度の申請書を同時に提出することもできます(学生納付特例制度の申請をされる場合は、学生であることの証明が必要です。ご不明な点は、お近くの年金事務所にお問い合わせください)。
- 付加保険料の納付(※)の申し出や、前納を希望する場合は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

(※)定額保険料のほかに月額400円を追加して納付することにより、将来の老齢基礎年金を増額できる制度。



②「年金手帳」が届きます

- 保険料納付の確認や将来年金を受け取る際に必要です。大切に保管してください(厚生年金保険の被保険者だった方、共済組合に加入していた方、遺族年金を受給している方(していた方)にはお送りしません)。



③「国民年金保険料納付書」が届きます

- 納付書で保険料を納めてください(20歳の誕生日の前日が含まれる月の分からの保険料)。
- 保険料は金融機関のほか、コンビニエンスストアでの納付、電子納付もできます。また、口座振替やクレジット納付も可能です(詳しくは、お近くの年金事務所にお問い合わせください)。

納付書は保険料の納付猶予などを申請した方にもお送りしています。